

群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者の委任を受けて新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給事業を行う金融機関に対して当該事業に要する経費の補助を行い、早期かつ円滑な利子補給を実施することにより、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応資金事務費補助金（以下、「事務費補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 事務費補助金の交付を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金（以下、「利子補給補助金」という。）の交付を受けようとする事業者から、交付の申請等に関する一切の行為に関する権限の委任を受け、事後的に利子の補給を行う取扱金融機関とする。

2 本補助事業で支援する取扱金融機関は、「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）」及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付対象経費及び補助額)

第3条 事務費補助金の交付対象となる経費は別表のとおりとし、事務費補助金の額は、利子補給補助金の交付申請（上期分及び下期分）ごとに、群馬県新型コロナウイルス感染症

対応資金利子補給補助金交付要綱第6条に定める交付申請書兼実績報告書に添付する受取利子証明(明細)書に記載のある融資1件につき、1,000円を上限とし、10/10を補助する。

- 2 前項の交付対象経費は、群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金融資促進制度要綱に基づき融資を実行したもののうち、融資実行日から3年後の応当日前日までの期間に係る利子補給補助金の交付申請に要した経費とする。

(交付の申請)

第4条 事務費補助金の交付を受けようとする金融機関(以下、「申請者」という)は、第3条による事務費補助金の金額をとりまとめて、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)および経費明細書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項における申請については、各年2月末日までに、下期分(10～1月分)の利子補給補助金の交付申請と併せて提出するものとする。
- 3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条に基づく交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、事務費補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 申請者は、事務費補助金の交付の請求をする場合は、交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して事務費補助金を交付するものとする。

(補助金等の返還等)

第7条 知事は、申請者が次の各号にいずれかに該当したときは、事務費補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した事務費補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽その他不正な手段により事務費補助金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第8条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

(様式第1号) (第4条関係)

年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業
事務費補助金交付申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業事務費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 利子補給事務取扱回数 _____ 回

2 補助金交付申請額 _____ 円

(様式第 2 号) (第 4 条関係)

経費明細書

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

経費項目	内容	計
I.人件費		
II.事業費		
消耗品費		
補助員人件費		
外注費		
その他諸経費		
補助対象経費計① (① = I + II)		
補助限度額②	@ 1, 0 0 0 × 回	
交付申請額③ ① ≤ ② の場合…③ = ① ① > ② の場合…③ = ②		

※消費税は補助対象外のため、対象経費は税別(本体価格)の金額を記入してください。(消費税額がわからない場合は 1.1 で割り戻した金額としてください。)

(様式第3号)(第5条関係)
群馬県指令経第 ー 号

所在地：
金融機関名：
代表者氏名：

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業
事務費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業事務費補助金については、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業事務費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定します。

令和 年 月 日

群馬県知事

記

交付決定額

金 _____ 円

(様式第4号) (第6条関係)

年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

印

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業
事務費補助金交付請求書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業事務費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行	支店・本店
預金口座名義		
預金種類	普通	・ 当座
口座番号		・ 別口

【別表（第3条関係）】

経費項目	内容
I.人件費	事業に従事する者の作業時間に対する経費
II.事業費	
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。